

内部通報及び外部通報に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) 役職員 次に掲げる者をいう。 ア～オ (略) カ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等 キ <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>(2) 職員 前項のイからキまでに規定する者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 15 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) 役職員 次に掲げる者をいう。 ア～オ (略) カ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 職員 前項のイからカまでに規定する者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 15 条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 役職員及び職員の定義に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。